

平成28年4月22日

制定

2022年2月17日

改正

2022年6月9日

改正

学長

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）」に基づき、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人が配分する競争的研究費制度による公的研究費について適正な運営及び管理を行うために必要な方針を定めることを目的とする。

1. 責任体系

本学は公的研究費を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、不正防止計画推進委員会及びコンプライアンス推進責任者を置く。

各責任者の役割は「武蔵大学における公的研究費不正使用の防止等に関する規程」において定める。

2. ルールの明確化・統一化

本学は公的研究費に係る事務処理手続きのルールについて、ルールを明確に定め、必要に応じて見直しを行う。また、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

3. 職務権限の明確化

本学は、公的研究費の執行及び事務処理に関する職務権限と責任を明確に定め、職務権限に応じた決裁手続きを別に定める。

4. 関係者の意識向上

本学は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を実施し、受講状況を把握する。受講後には確認票の提出を求めることで理解度を確認する。また、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し啓発活動を定期的実施し、不正防止意識の浸透と向上を図る。

5. 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用

学内外から不正使用及び事務処理手続並びに使用ルール等に関する告発等を受け付けるための窓口を大学企画課とする。また、告発等に関する手続き等については「武蔵大学における公的研究費不正使用の防止等に関する規程」において定める。

6. 不正要因の把握と不正防止計画の策定・実施及びモニタリング

機関全体の観点から不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画の推進を担当するために不正防止計画推進委員会を設置する。不正防止計画推進委員会の役割については「武蔵大学における公的研究費不正使用の防止等に関する規程」において定める。

7. 公的研究費の適正な運営・管理

本学における公的研究費の適正な運営・管理のための事務取扱は「武蔵大学科学研究費助成事業事務取扱規程」において定める。

8. 情報発信・共有化の推進

本学は公的研究費の使用に関する事務処理手続及び使用ルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、研究支援課とする。

9. 内部監査の実施

本学は公的研究費の適正な管理を行うための内部監査を行う。内部監査は「学校法人根津育英会武蔵学園内部監査規程」及び「公的研究費監査マニュアル」に基づき、内部監査室が実施する。

以上